

第 1 3 号議案

中野区個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 2 9 年 3 月 3 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い規定を整備するとともに、収集が制限された事項に関する個人情報の電子計算組織への記録等について規定する必要がある。

中野区個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例

(中野区個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 中野区個人情報の保護に関する条例（平成2年中野区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「第20条第2項本文」を「第20条第1項ただし書及び第2項本文」に改め、同項第3号中「第26条第1項」を「第27条第1項」に改め、同号ア中「第27条第1項」を「第28条第1項」に改め、同号イ中「第27条第1項」を「第28条第1項」に、「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に改める。

第18条の2中「第19条第13号」を「第19条第14号」に改める。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、法令の定めがあるとき又はあらかじめ審議会の意見を聴いて、実施機関が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第25条の2第1項第1号中「、又は番号法第28条」を「又は番号法第29条」に改める。

第30条第2項中「外部提供している」を「提供している」に、「訂正し、削除し又は外部提供を中止することと」を「自己情報の訂正、削除若しくは外部提供の中止をし、又は特定個人情報の削除若しくは提供の中止をすることを」に、「当該外部提供を受けているものに」を「当該個人情報の提供先に対し」に改める。

(中野区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 中野区個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

(平成26年中野区条例第16号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち第30条に1項を加える改正規定中「第30条」を「第30条第2項中「訂正」の次に「(次項の訂正を除く。)」を加え、同条」に、「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。

第2条のうち第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に1号を加える改正規定中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」を加え、第17条の2第2項本文の改正規定中「及び第28条第1項」を「、第28条第1項及び第30条第2項」に改める。

附則第1項第4号中「第30条」を「第30条第2項の改正規定及び同条」に、「及び第2条」を「並びに第2条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第1条中第7条第1項第1号の改正規定、同項第3号イの改正規定(「特定個人情報保護委員会規則」を「個人情報保護委員会規則」に改める部分に限る。)、第20条第1項にただし書を加える改正規定及び第30条第2項の改正規定並びに第2条の規定は、公布の日から施行する。